

政 委 第 6 号
平成 25 年 1 月 21 日

農 林 水 産 大 臣
林 芳 正 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会
委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金及び独立行政法人農林漁業信用基金）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人農畜産業振興機構の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の達成度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 補完対策の見直し

経営安定対策を補完するため実施している畜産副産物適正処分等推進事業等の補完対策については、畜産に係る環境変化、事業実績や実施効果等に加え、食品安全委員会における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しに係る審議等、関係機関における議論等をも注視しつつ、事業の必要性について検証の上、事業の在り方を含めた不断の見直しを行うものとする。

2 肉用牛繁殖経営支援事業の見直し

肉用子牛生産者補給金制度を補完する肉用牛繁殖経営支援事業については、畜産農家における合理化に向けた努力を阻害するおそれもあることから、平成25年度以降の早い時期に適切な見直しを行うものとする。

3 リレー出荷に係る特例措置の見直し

産地連携野菜供給契約（複数の産地の生産者によるリレー出荷のための契約）を締結し、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物

の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号)の認定を受けた生産者に対しては、契約指定野菜安定供給事業(数量確保タイプ)において、指定産地以外の生産者も支援対象となる等の特例措置が講じられている。

しかしながら、当該特例措置については、当該特例措置が開始された平成23年度以降、利用実績が極めて低調なものとなっている。

当該特例措置の利用を促進するため、生産者に加え、実需者や流通事業者のネットワークを活用した広報、生産者及び事業者における独自の取組も含めた優良事例の紹介等、効果的な周知を行うものとし、当該周知の対象や方法等については、中期目標等において具体的に明らかにするものとする。

また、政策策定主体として当該特例措置の実施件数や効果についての目標を中期目標において明らかにした上で、当該目標の達成に資するよう、効果的な周知等に係る機構の取組としての具体的な目標を中期計画等において設定するものとする。また、当該設定した目標の達成状況について厳格に検証し、本特例措置の利用促進に資する所要の運用の見直しを行うものとする。その際、今後においても実績が低調であることが見込まれる場合においては、本特例措置の在り方も含めた不断の見直しを行うものとする。

4 緊急需給調整事業の見直し

大幅な価格の下落等があった場合に備え価格安定・需給調整対策として実施している緊急需給調整事業の中には、実績がない又は極めて低調なメニューが多数みられる。

当該事業については、個々のメニューの実施の必要性や効果等についての厳格な検証を行い、野菜に係る経営安定対策の実施状況や農業関係者の意見、実績が低調である実態等を踏まえ、メニューの廃止も含めた見直しを行うものとする。

第2 財務内容の見直し

1 砂糖勘定の累積欠損の解消

機構の砂糖勘定においては、多額の累積欠損が生じており、その解消に向け、生産者等の関係者の理解の下、調整金の負担水準を定める指定糖調整率の引上げや国内産糖交付金単価の引下げ等の措置に加え、資金の借入れに当たっての一般競争入札の導入等の措置が講じられている。また、平成23年度においては、緊急対策として約329

億円の国費が投入されている。

その結果、当該累積欠損額は、21 砂糖年度末（22 年9月末）の約 659 億円から 23 砂糖年度末（24 年9月末）には約 199 億円まで減少している。

砂糖勘定の累積欠損について、国費に依存することなく着実かつ早期に解消するため、講じている措置の検証等を行う体制や仕組みを整備し、当該措置について砂糖年度も勘案した不断の検証を行い、当該検証結果を踏まえ、短期金融市場の金利動向を踏まえた適切な借入期間の設定等、不断の見直しを行うとともに、講じている措置についての不断の検証や見直しの必要性についての関係者の一層の理解の促進を図り、その時々における最大限の措置を講ずるものとする。

また、当該累積欠損の解消に向けた取組について、中期目標等において基本的な方向等を明らかにするものとする。

2 保有資金等の見直し

機構が保有する資金及び公益法人に造成している基金については、国からの交付金の確保や一部の基金の廃止により、縮減が図られてきている。

保有資金等の真に必要な額について、牛肉関税収入や国から機構に対する交付金水準の勘案、「牛肉等関税を財源とする肉用子牛等対策の施策等に関する会計検査の結果について」（平成 24 年 4 月 12 日会計検査院から国会宛て報告）の所見を踏まえた基金の保有割合の算出方法の見直し等を基に検討を行うものとし、その上で、機構の業務実施に必要な経費を確保するものとする。

3 運営費交付金債務残高の抑制

機構においては、平成 20 年度から 23 年度までの間、畜産勘定、でん粉勘定及び肉用子牛勘定において、毎年度運営費交付金債務残高が増加しており、また、砂糖勘定においても 22 年度まで増加していた。

財政状況が厳しい今日、運営費交付金算定ルールに留意しつつ、実績を踏まえた運営費交付金の算定等、適切な積算を行うものとする。

第 3 業務実施体制の見直し

1 理事数の適正化

機構には、理事長、副理事長及び監事2人のほか、6人の理事が置かれている。

機構の業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得るものとする。

2 調査役の適正配置

機構の調査情報部では情報収集業務を行っており、海外事務所の廃止に伴い、海外の農業関係団体との折衝、組織内の指揮監督等を行うため、管理職である調査役5人が配置されている。

当該調査役について、役割分担の見直しなど、管理職として真に必要な配置について不断に検討し、必要に応じて見直すものとする。

3 地方事務所の見直し

機構には、札幌市、鹿児島市及び那覇市に地方事務所が設置されており、砂糖に係る交付金交付業務、情報収集業務等を実施している。

これらの地方事務所については、機構に設置されている「地方事務所の業務実績等点検チーム」においてその在り方についての検討が行われ、「現在の3事務所を引き続き設置することが必要」とされたところであるが、同点検チームを活用する等により、賃借料等の経費削減について、引き続き検討するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人農業者年金基金の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人農業者年金基金（以下「年金基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 加入推進に係る目標及び活動の見直し

1 政策年金という性質を踏まえた加入推進目標の設定

農業者年金は、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、「農業者の確保」に資することを目的とした年金であり、一定の要件（認定農業者や認定就農者であること等）を満たした若い意欲ある農業者に対して保険料の政策支援（国庫補助による負担軽減）を行う政策年金として位置付けられている。

しかしながら、これまで、年金基金の掲げる目標と農林水産省の掲げる政策目標との間では、「農業者の確保」という点こそ一致していたものの、加入推進の対象という点において一致していたとは言い難い。

このため、次期中期目標期間においては、主務省における政策の評価に資するとの観点から、政策年金という性質を踏まえ、政策支援の対象となり得る若い農業者に対する加入推進等にポイントを置いた目標を設定するものとする。

2 加入推進活動の重点化及び厳格な効果検証による経済性・有効性の高度化

今後、加入推進活動を実施するに当たっては、戦略的な方針の下、政策年金としての期待に応えるため、上記1に掲げる目標設定に合わせて政策支援の対象となり得る

若い農業者に重点的に働きかけるとともに、加入推進活動の効果を厳格かつ不断に検証し、その経済性・有効性を高度化するものとする。

なお、加入推進活動に係る都道府県間の取組格差については、市町村及び農業協同組合の担当者や農業委員等に対する研修会、重点地域の指定に基づく取組等を工夫の上実施することにより、加入推進活動を行う者の農業者年金への理解を一層深め、縮小を図るものとする。

第2 事務及び事業の見直し

1 業務委託費の適正化

年金基金が業務を委託する農業委員会、農業協同組合等（以下「業務受託機関」という。）に対する業務委託費については、全体として計画的な削減を図りつつ、以下の観点から見直しを行い、その適正化に取り組むものとする。

(1) 加入推進活動を活発化させるインセンティブの付与・拡大

加入推進活動に係る業務委託費について、固定的な配分方法となっている手数料は見直し、新規加入者の実績に応じた配分方法を新たに導入するなど、第1の1に掲げる目標設定に沿った考え方の下、加入推進活動に対する業務受託機関のインセンティブを喚起するような見直しを行うものとする。

(2) 業務実態等に鑑みた配分基準等の適正化

業務受託機関の業務実態等を踏まえ、業務委託費の積算単価の見直しや農業委員会と農業協同組合の配分基準の統一化を行うなど、業務実態等に即した配分とするような見直しを行うものとする。

2 効率的かつ効果的手法による考査指導の拡充・強化

業務受託機関に対する年金基金の考査指導については、国から都道府県へ委託していた監査事業が廃止されたことを受け、一層の強化が求められる一方、人員等の有限性に鑑み、効率的な実施も必要とされているところである。

このため、次期中期目標期間においては、対象となる業務受託機関の業務量、委託費額、事務処理の状況等を十分考慮の上、具体的な計画を定めて効率的に実施するとともに、把握した問題点については研修会等を通じて周知徹底するなど、考査指導の

実効性が発揮されるような効果的な手法を用いて考査指導の拡充・強化に取り組むものとする。

3 標準処理期間の見直し等による利用者本位の年金管理・運営の実現

年金基金において定める加入申出や裁定請求等の標準処理期間については、現行で60日又は90日と他の年金における同種の手続と比較して非常に長期に及ぶことから、徹底した見直しを行い、平成26年度までに新たな電算システムを導入することに合わせて大幅な短縮を実現するものとする。

同時に、上記期間にとらわれることなく各種申請等の処理を迅速化することはもとより、被保険者資格の管理、裁定請求の勧奨及び申請書等の返戻防止といった取組についても引き続き適切に実施し、加えて業務分析に基づく不断の業務改善に取り組むなど、常に利用者の立場に立った年金の管理・運営に当たるものとする。

4 年金給付等準備金の運用等における透明性向上等

今般の厚生年金基金の資産運用をめぐる一連の情勢を受け、年金資産に対する加入者の関心が高まっていることから、年金基金においても年金給付等準備金の運用について、ガバナンスの強化が必要と考えられる。

このため、次期中期目標期間においては、運用受託機関及び資産管理受託機関の評価等に引き続き細心の注意を払うとともに、透明性確保の観点から、当該受託機関名並びに年金基金において年金資産の管理・運用に関する重要事項を検討するため設置している資金運用委員会の委員名簿、委員会規則及び議事内容の公開を進めるものとする。

あわせて、法人全体で積極的な情報公開を進めるため、運営評議会の議事内容の公開等を行うものとする。

第3 業務実施体制等の見直し

1 旧制度の業務量の減少等を踏まえた組織の整備及び常勤職員数の削減

農業者年金制度は平成13年に制度改正が行われており、年金基金では現在、新制度と旧制度両制度の関係業務を行っている。

旧制度の年金受給権者は年々減少しており、また、経過措置として行っている農地

売買貸借等事業についても近年その事業実績が低下していることから、旧制度業務の業務量は今後とも減少するものと予想される。

一方、今後、①新制度における新規加入者及び新規受給権発生者（現在それぞれ年間3,000人から4,000人程度）の増加、②考査指導の拡充・強化に伴い、これらの業務の業務量については増加が予想される場所である。

このため、次期中期目標期間においては、法人全体の業務量を適切に見積もり、業務量に応じた常勤職員数の削減を計画的に進めるとともに、必要な組織の整備を行うものとする。

2 業務運営効率化の更なる推進

年金基金における一般管理費及び事業費の効率化については、現行目標の達成状況も踏まえ、更なる効率化に向けた的確な目標を設定し、推進するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。

独立行政法人農林漁業信用基金の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 債務保証等業務の見直し

1 農業・漁業信用保険業務及び林業信用保証業務

これらの業務の効率化については、現下の厳しい経済情勢や東日本大震災の影響など農林漁業者を取り巻く環境が厳しい中で、信用基金が政策金融機関として健全な財務内容により安定的かつ継続的な業務運営を行う必要があるとの観点から、勘定ごとの業務収支が赤字となる要因について分析の上、平成29年度までに勘定ごとに単年度の業務収支の黒字化を目指すものとする。その際、次期中期目標期間内に財政負担を縮減するため、収支改善に向けた具体的な目標を設定することとし、以下の措置を講ずるものとする。

- ① 事業の効率化を推進するため、一般管理費、事業費及び人件費に係る効率化目標について、これまでの達成状況を踏まえ、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を設定する。
- ② 制度利用者の利便性の更なる向上を目指し、これまでの保険引受審査・保険金支払審査、納付回収金の受納、貸付審査等に係る標準処理期間についての目標の達成状況を踏まえ、目標とする標準処理期間の短縮や、達成率の目標値の引上げを図る。

なお、標準処理期間等の見直しに当たっては、経費の増大を招かないようにする。

- ③ 金融機関等のモラルハザード防止対策の導入効果について検証の上、金融機関等との情報共有の取組の強化、引受審査の厳格化の徹底、部分保証の対象範囲の拡充等により、事故率の低減を図る。
- ④ 求償権に係る管理回収の強化を図るため、これまでのサービサー導入による費用対効果を検証の上、対象範囲の拡充等により回収率の向上を図る。

また、農業・漁業信用保険業務の対象資金については、「民でできることは民で」という考え方の原点に立ち返り、これを踏まえた議論を進め、保険対象となる資金の在り方について引き続き検討するものとする。

2 保険料率・保証料率の見直し

保険料率・保証料率については、農林漁業者の負担増加にも配慮しつつ、農業信用保険業務については平成20年7月から、林業信用保証業務については19年10月から、漁業信用保険業務については20年4月から、それぞれ現行の保険料率・保証料率が適用されている。

これらの保険料率・保証料率については、収支均衡に向けて、平成29年度までに、単年度の業務収支黒字化を目指すため、現中期目標期間の事故率等を十分踏まえ、適正な率へ見直すとともに、今後も不断の見直しを行うものとする。

第2 業務実施体制の見直し

引き続き、組織の効率化・スリム化を図るとともに、金融業務を行う法人としてガバナンス機能の強化を図るものとする。

第3 業務全般に関する見直し

上記第1及び第2に加え、業務全般について、以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政

法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。

2 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院から国会及び内閣宛て報告）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。

3 1及び2のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。